第五条第一項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に、「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に、「給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「特定職員にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

（施行日前に降格又は降号をした職員に関する経過措置）

2　改正前の規則九―一二〇第四条第一項第三号に掲げる場合に該当した職員に対する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条第二項及び第三項の規定による俸給の支給については、改正後の規則九―一二〇第四条及び第五条の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

人事院は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）に基づき、同法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一三〇

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え

（任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額の切替え）

第一条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、その者の施行日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

旧俸給月額	新俸給月額
円	円
909,000	904,000
1,010,000	1,004,000
1,111,000	1,104,000
1,204,000	1,198,000

（任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額の切替え）

第二条　施行日の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の新俸給月額は、その者の旧俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

旧俸給月額	新俸給月額
円	円
972,000	967,000
1,096,000	1,090,000
1,204,000	1,198,000

附　則

この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）に基づき、平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一三一

平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置

（減額改定対象職員となった者の給与改定特例法附則第六条第一項第一号の俸給等の月額の算定の基準となる日の特例）

第一条　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下「給与改定特例法」という。）附則第六条第一項第一号の人事院規則で定めるものは、平成二十三年四月一日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの期間の全期間が職員（給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一　国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の適用を受ける職員

二　検察官

三　特定独立行政法人の職員

四　特別職に属する国家公務員（特定独立行政法人の役員を除く。）

五　独立行政法人等役員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条第一項に規定する独立行政法人等役員をいう。）

六　公庫等職員（国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）

七　地方公務員

2　給与改定特例法附則第六条第一項第一号の人事院規則で定める日は、平成二十三年四月二日（同日から施行日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から施行日までの期間における減額改定対象職員（同条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。